

切り取って提出時の宛名としてお使いください。

特別徴収義務者指定番号
給与支払者名

⑧ 普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)

猪名川町長様

令和 年 月 日

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方など	人
c	給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方など	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)	人
普通徴収合計人数(総括表の普通徴収欄②+③の人数と一致させてください。)		人

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(a~d等)を記入してください。

ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。

※切替理由書(仕切紙)の添付又は個人別明細書の摘要欄への略号記入がなければ、原則として特別徴収として取り扱いますので、ご了承ください。

※普通徴収となる方がいない場合は、この仕切紙の提出は不要です。

<提出時の綴り方>

総括表

個人別明細書
(特別徴収分)

普通徴収切替理由書

個人別明細書
(普通徴収分)

<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

社会保険料等の金額 内 千 円	生命保険料等の金額 内 千 円	該当する略号を必ず 記載してください。											
(摘要) a~d													
a 令和8年3月31日退職予定													
未成年者	外国人	死亡者	災害者	乙欄 本人が障害者 特別 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	就職	退職	年	月	日

乙欄摘要又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

⑧ 給与支払報告書(総括表)

市町村コード

283011

特別徴収義務者指定番号

猪名川町長様

令和 年 月 日 提出 (追加・訂正)

給与の支払期間 年 月分から 月分まで

給与支払者の法人番号又は個人番号

フリガナ

給与支払者の名称又は氏名

所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称

〒 同上の所在地

特別徴収
係書類の送付 先 電話番号 (- - -)

※送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名

所属課・係名 氏名 電話番号 (- - -)

連絡者の氏名及び所属課・係名 電話番号 (- - -)

関与税理士等の氏名及び電話番号 電話番号 (- - -)

特別徴収義務者指定番号

事業種目
受給者総人員
(総従業員数)

人

特別徴収
(住民税を給与天引きする人) ①
人

猪名川町への報告員
普通徴収
(住民税を個人納付する人) ②
人

乙欄等
(普通徴収の理由を摘要欄に記載してください。) ③
人

合計(①+②+③) 人

特別徴収納入書の送付希望について
(○をつけてください) 必要・不要

所轄税務署名 税務署

給与の支払方法及びその期日

※名称等の印字されている部分に誤りや変更等がございましたら、赤字で修正のうえ提出してください。

※記入上の注意につきましては裏面をご参照ください。

※この総括表は、現在特別徴収されている事業所及び前年分の給与支払報告書を提出いただいた事業所に送付しています。

提出期限 令和8年2月2日(必着)

～給与支払報告書の提出について(お願い)～

平素は、町県民税・森林環境税特別徴収事務に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「総括表」及び「普通徴収切替理由書」を送付いたしますので、必要事項をご記入の上、令和8年度（令和7年分）の給与支払報告書に添付し、必要事項を記入して下記期日までに提出してください。

なお、給与支払報告書の作成を税理士等に依頼される場合は、この用紙を依頼先へお渡しください。

兵庫県内のすべての市町と県で、個人住民税の特別徴収を徹底しており、普通徴収となる場合は、個人別明細書の摘要欄への記入及び、別添の「普通徴収切替理由書」の添付が必要になりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

～給与支払報告書（個人別明細書）の記入上の注意～

- ①「住所」は、令和8年1月1日現在の居住地を記入してください。
- ②「氏名」「フリガナ」「生年月日」「個人番号」は扶養親族分を含め、正確に記入してください。
- ③給与の支払いがある人については、金額の多少にかかわらず全て提出してください。
- ④普通徴収（給与天引きができない人）の場合は、摘要欄に切替理由の略号（a～d）と理由を記入し、普通徴収切替理由書（仕切紙）を添付して提出してください。ただし、乙欄該当者と退職者（予定を含む）は、所定の欄にその旨の記入があれば摘要欄への記入は省略可能です。
※eLTAXで提出される場合も同様に摘要欄に略号と理由を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。普通徴収切替理由書（仕切紙）の送付は不要です。これらの手続きがない場合は、特別徴収として取り扱いますのでご注意ください。
- ⑤前職分の給与を含む場合は、摘要欄にその内容（給与支払額、前事業所名、社会保険料、源泉徴収税額など）を記載してください。前事業所が複数ある場合はそれぞれについて具体的に記載してください。
※eLTAXで提出される場合も、これらの内容を入力してください。
- ⑥住宅ローン控除がある場合は「住宅借入金等特別控除可能額」「居住年月日」「住宅借入金等特別控除区分」「住宅借入金等年末残高」等、必要事項を必ず記入してください。特に「住宅借入金等特別控除区分」については、証明書の記載をよく確認いただき、誤りのないようにしてください。
- ⑦海外関係会社へ出向を命じ、1年以上海外赴任をしている従業員がいる場合は、「海外赴任報告書」（※1）を提出してください。
- ⑧特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化に伴い、電子データでの受け取りを希望される場合、受給者番号が空欄もしくは使用できない文字が含まれると、電子での通知ができません。詳しくは町HPの「個人住民税特別徴収税額通知の電子化について」をご確認ください。
- ⑨eLTAXで給与支払報告書を提出した後に、特別徴収税額通知の受取方法の変更を希望される場合は、「特別徴収税額通知受取方法変更届」（※2）を令和8年3月31までに提出してください。
(※1・2) 様式は町HPの「個人住民税（特別徴収など）に関する届出書・様式の関連ファイル」に添付しております。

個人住民税の主な改正について（令和8年度以降適用）

- (1) 納付所得控除
納付所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。
- (2) 特定親族特別控除
所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

特定親族の合計所得金額	所得控除の額		区分欄記載数字	
	住民税	所得税	居住者	非居住者
58万円超85万円以下	45万円	63万円	10	11
		61万円	20	21
		51万円	30	31
95万円超100万円以下		41万円	40	41
100万円超105万円以下		31万円	50	51
105万円超110万円以下		21万円	60	61
110万円超115万円以下		11万円	70	71
115万円超120万円以下		6万円	80	81
120万円超123万円以下		3万円	90	91

- (3) 上記の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件が85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げられます。

～お問い合わせ・提出先～

猪名川町役場 企画総務部 税務課 給報担当
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
TEL : 072-766-8702(直通)・072-766-0001(代表)
FAX : 072-766-8896

提出期限 令和8年2月2日（必着）